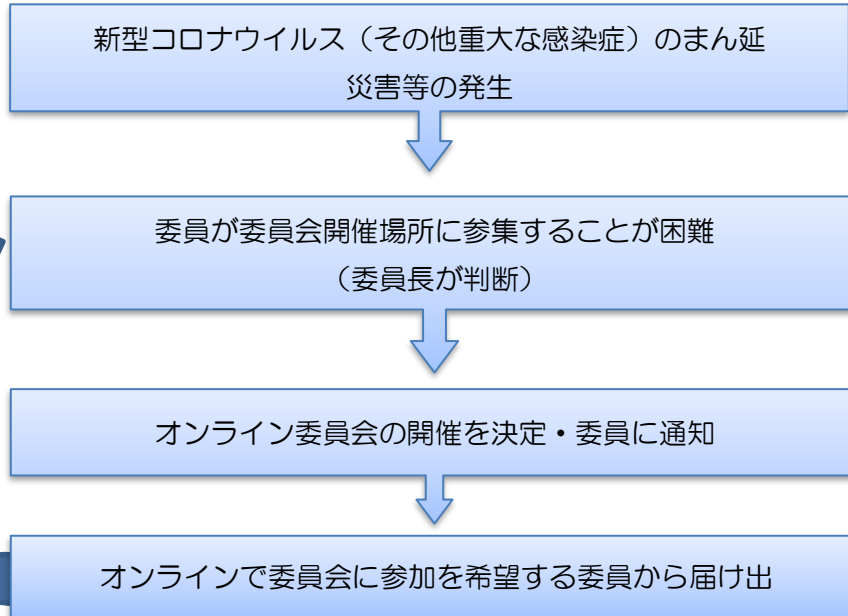


オンライン委員会の開会手続について

1 オンライン委員会開催までの流れ（想定）

【参考】委員会条例第15条の2（委員会の開会方法の特例）



2 「参集が困難」と「委員長」が判断するにあたり

【他市議会参考例】

- ・この場合において、委員長はあらかじめ副委員長の意見を聴くことができる。
- ・この場合において、委員長はあらかじめ副委員長及び議長の意見を聴くことができる。
- ・この場合において、委員長はあらかじめ副委員長及び各会派代表者の意見を聴くことができる。
- ・参集が困難と判断される実情がある場合の認定については、副委員長及び議会運営委員会（緊急を要する場合には副委員長及び議長）の意見を聞き、～
- ・この場合において、委員長はあらかじめ副委員長及び委員の意見を聴くことができる。

3 オンラインによる出席の申請

【他市議会参考例】

- ・委員会開催日の前日（市の休日にあたるときはその前日）の午前10時まで
正午まで
午後1時まで
午後5時まで